

令和6年度

# 業 務 概 要

岩手県立杜陵学園

## 目 次

○ 学園訓	1
○ 杜陵学園配置図	2
○ 杜陵学園平面図	3
○ 業務概要	
第1 目的	4
第2 施設	4
第3 運営方針	7
第4 各種会議の位置づけ	9
第5 業務執行体制	10
第6 指導内容	
1 生活指導班	
(1) 生活指導	13
(2) 保健衛生	16
(3) 調査研究	17
2 学習指導班	
(1) 学習指導	18
(2) 進路指導	18
(3) 文化指導	19
3 スポーツ指導班	20
4 作業指導班	
(1) 作業指導	21
(2) 就職指導	21
○ 統計資料等	
1 入所児童の状況	23
2 退園児童の状況	27
3 無断外出の状況	28
4 健康管理の状況	29
5 給食業務	30
6 苦情解決	30
7 運営費	31

### ※参考資料

杜陵学園児童自立支援要綱	33
岩手県立杜陵学園安全委員会設置要綱	36
岩手県立杜陵学園アフターケア実施基準	38
○ 盛岡市立黒石野中学校北杜分校・盛岡市立緑が丘小学校北杜分教室概要	

# 自立自尊

○自立とは

自分でよく考えて、自分の力で物事をやっていくことです

○自尊とは

人間として自分の誇りを失わないように、自分の行いをつつしみ、自分を大切にしていけることです

目 標

- 1 生活規律を守ろう
- 2 相手の立場を考えよう
- 3 進んで勉強や仕事に励もう
- 4 健康に注意しよう
- 5 先生になんでも相談しよう

## 杜陵学園の歌

作詞 佐伯 郁郎

作曲 千葉 了道

(昭和三十二年五月十二日制定)

一、朝がくるくる陽がのぼる

光が山をかけてくる

朝だ光だあかつきだ

みんなこいこいみんなこい

希望ヶ丘の朝あけに

心に花をもちよって

みんな手をとりまろくなれ

二、鐘がなるなる陽がしずむ

ひびきが山へこだまする

雲だあかねだ夕焼けだ

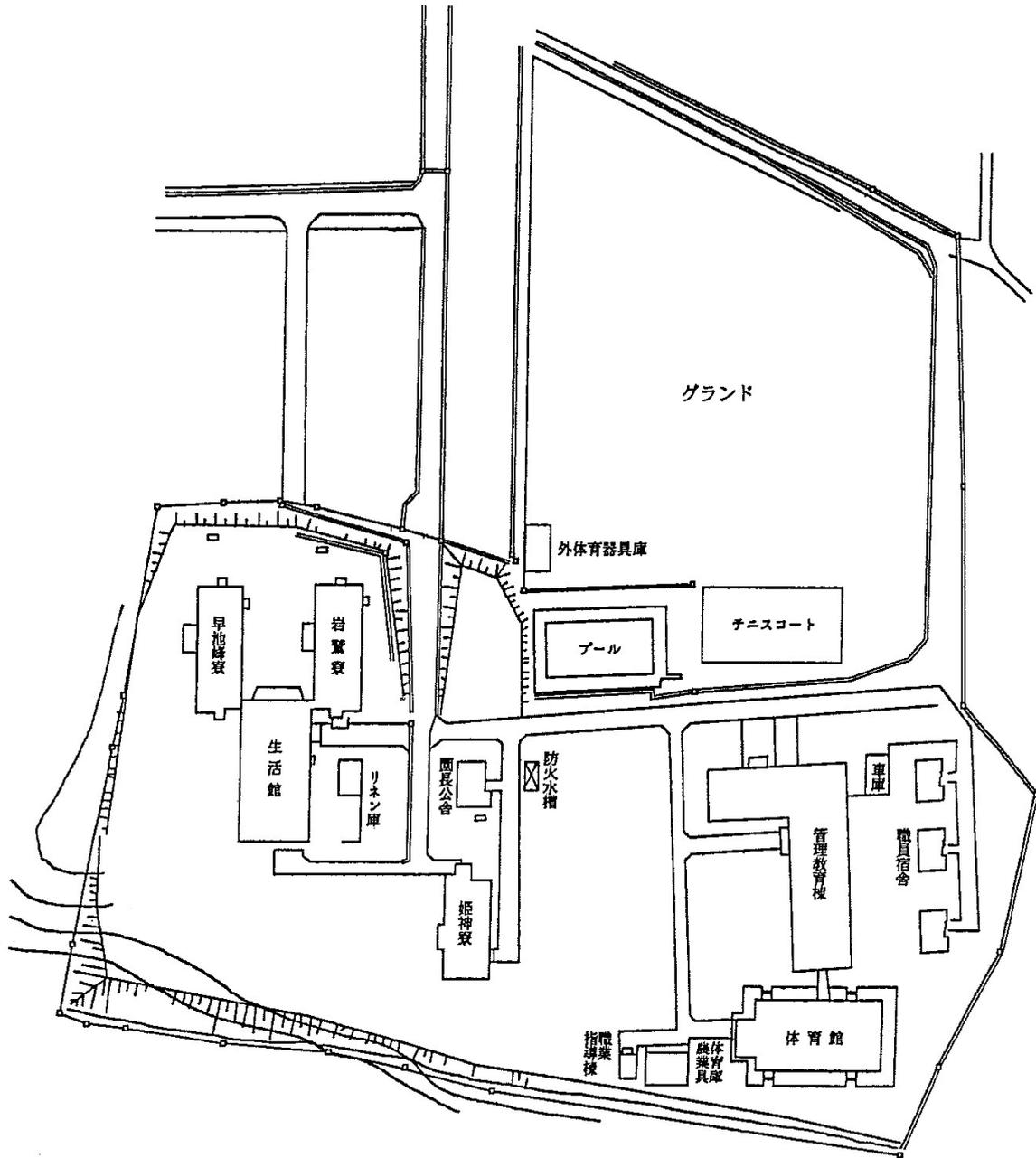
みんなきけきけみんなきけ

希望ヶ丘の母の鐘

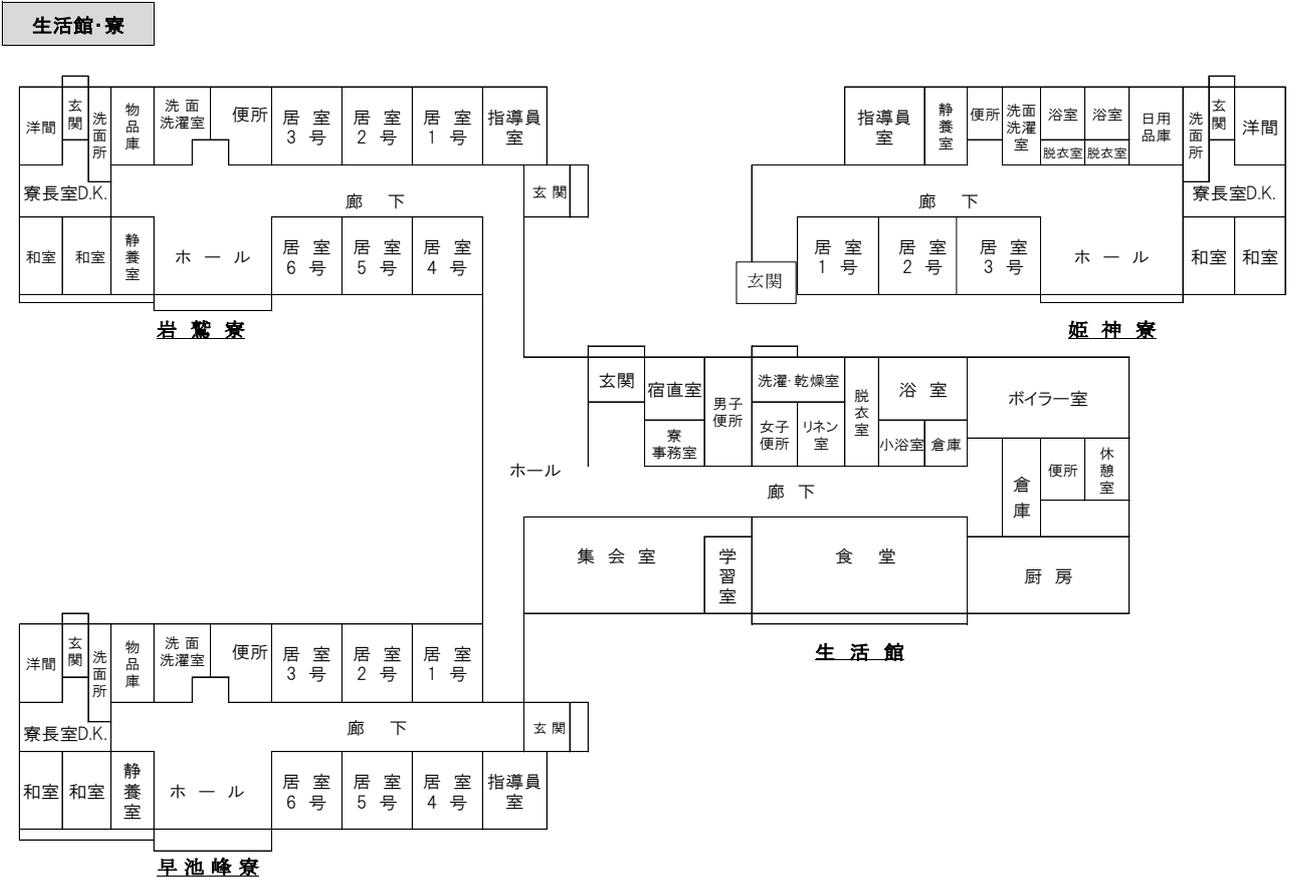
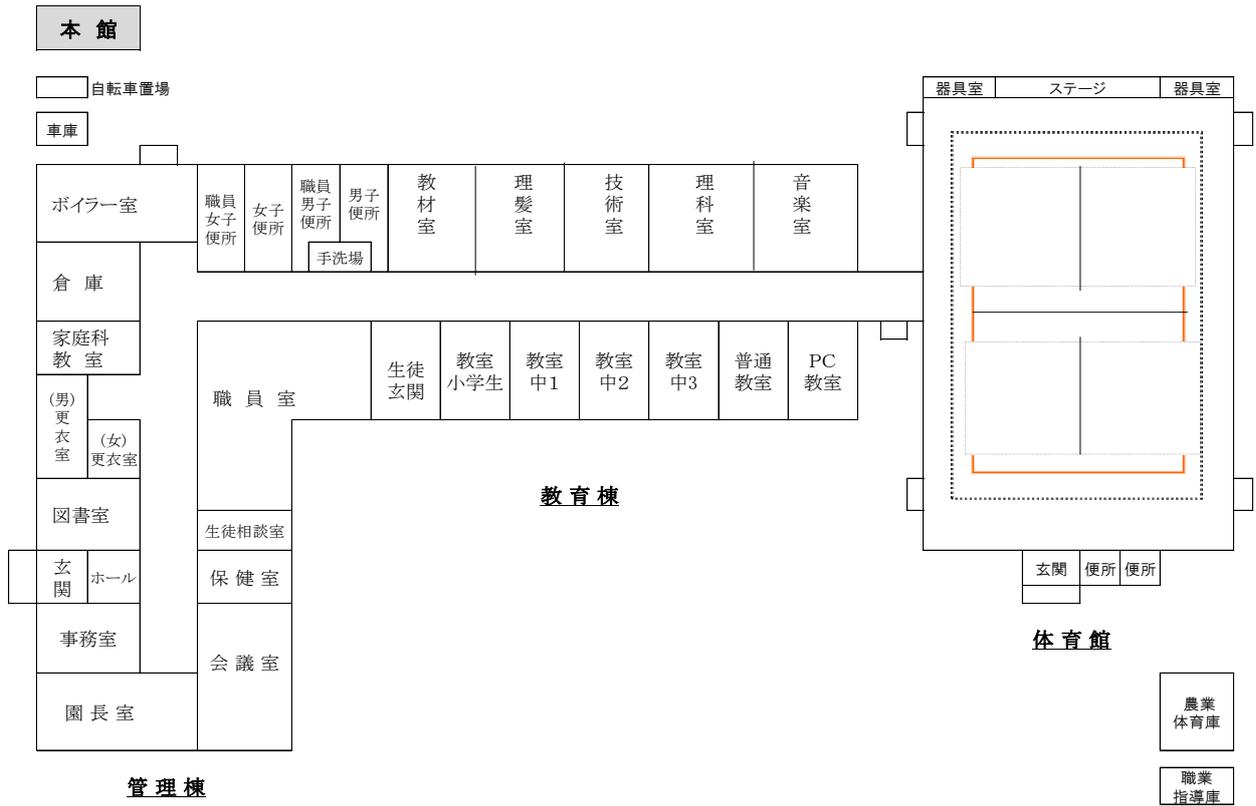
心の耳をかたむけて

みんな手をとりまろくなれ

杜陵学園配置図



杜陵学園平面図



## 第1 目的

杜陵学園は、児童福祉法第44条に基づいて都道府県が設置義務を有する児童自立支援施設で、「不良行為をなし、又は、なすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的」とし、社会の健全な一員となるように育成しようとするものである。

## 第2 施設

### 1 所在地

〒020-0124 岩手県盛岡市厨川二丁目3番1号

電話 019-641-3365 FAX 019-641-7911

### 2 敷地及び建物

(1) 敷地	39,176.00 m <sup>2</sup>	
(2) 建物延	3,645.17 m <sup>2</sup>	
管理教育棟	965.00 m <sup>2</sup>	
体育館	633.55 m <sup>2</sup>	
サービス棟	656.62 m <sup>2</sup>	
寮棟	1,001.35 m <sup>2</sup>	(男子寮「岩鷲寮・早池峰寮」、女子寮「姫神寮」)
グラウンド	10,300.00 m <sup>2</sup>	
その他	388.65 m <sup>2</sup>	(園長公舎、職員公舎3棟、公舎倉庫、車庫、農業体育庫、職業指導庫、外体育器具庫、自転車置場、プール(25m×6コース)、テニスコート)

### 3 沿革

明治41. 10. 1	盛岡市内の仏教各宗寺院37カ寺の住職が協議した結果、感化院創立の議が整い、米内村大字三ツ割百番戸(現：光台寺)に杜陵学園を開設する
42. 4. 1	代用感化院に指定
大正12. 3. 23	社団法人杜陵学院設立認可 定員10名
". 6. 11	県代用感化院認可(国から)。米内村大字三ツ割の元岩手育児院跡に院舎移転
". ". 18	杜陵学園の代用を解き、社団法人杜陵学院を代用指定 定員13名
昭和3. 11. 17	院舎全焼(午前2時、原因不明)
". ". 26	市内三ツ割第8番地123番の2、工藤慶蔵氏の好意により、同氏所有家屋を借用して仮院舎にあてる
4. 4. 1	岩手県立杜陵学園設置認可(定員25名)
	盛岡市旧米内村役場跡建物を市から借りて仮園舎に充当する(昭和5.9.30まで)
5. 9. 30	盛岡市三ツ割第8地割久保屋敷7番地に同年6月着工した園舎新築落成、全員新園舎に移転(本館、園長公舎、族長公舎)
8. 9. 1	定員50名
9. 10. 10	少年教護法施行され、岩手県立少年教護院となる
10. 7. 1	土地拡張(198.85坪)
14. 11. 26	土地拡張(86.63坪)

昭和	23.	4.	児童福祉法施行により少年教護法から転用し、同法に基づく県立教護院となる
	25.	5.	男子寮増築落成
	26.	6.	講堂増築
	27.	7.	女子寮増築落成（農林省より借地）
	34.		市内下厨川字赤平18番地（現住所）に土地5,000坪、盛岡市のあっせんで購入、 整地工事
	35.		第一期工事（管理棟、給食棟新築）
	36.		第二期工事（寮3棟、農具工作舎、園長公舎を新築、講堂移転工事）
	37.	5. 18	新園舎落成、全員移転、落成式挙行（鈴木寿郎厚生部長臨席）
	40.	4. 1	定員改正（50名から70名に）
	〃.		教育棟、寮2棟（東寮、南寮）新築工事
	〃.		敷地購入拡張整備工事（3,000坪……9,910㎡）
	42.		給食棟、風呂場増築工事、職員公舎1棟新築。園内放送設備
	44.		プール新設（45年から使用）、講堂兼体育館新築
	45.		グラウンド整備工事
	47.		集会室、図書室、面接室を本館に増築。本館屋根全面葺替え
	51.	1.	学園訓「自立自尊」を千田正県知事揮毫
	54.	3. 10	創立70周年記念誌「児童の自立自尊をねがって」発行
	56.		テニスコート新設、学園取付道路舗装
	58.	7	第34回全日本少年野球東北・北海道地区大会 優勝
	〃.	12.	敷地拡張、4,000坪購入
	60.	7	第36回全日本少年野球東北・北海道地区大会 優勝
	〃.	8.	第36回全日本少年野球大会（於：宮城県）初優勝
	〃.	12.	改築予定地造成
	62.	3	サービス棟、男子寮2棟（岩鷲寮、早池峰寮）、女子寮（姫神寮）の新築
	〃.	11.	第2期工事終了。新管理・教育棟、体育館の完成
	63.	1. 9	岩手県中部沿岸地震。盛岡は震度5強。ガラス破損、屋根のモルタル落下、焼却炉の煙突 折損などの被害があったが、園生には被害なし
	〃.	4.	定員60名。派遣教員制度始まる
平成	元.	7.	プール改修
	〃.	〃. 4	第40回全日本少年野球東北・北海道地区大会 優勝
	2.	6.	バックネット全面改修、グラウンドフェンス設置
	〃.	7	第41回全日本少年野球東北・北海道地区大会 優勝
	4.	4.	花壇整備
	5.	10.	畑、ほ場整備（2,000㎡となる）
	〃.	12.	職員公舎取付道路舗装
	6.	4.	職員定数15名（定数縮減1名、用務員1名が非常勤対応となる）
	〃.	12.	各寮テラス改修、焼却炉全面改修
	7.	11.	サービス棟給湯管改修
	8.	7.	サービス棟玄関内壁改修

平成	9.	4.	職員定数 14 名（定数縮減 1 名）
	〃.	9.	男子寮給湯管改修
	10.	4.	児童福祉法改正に伴い、名称を教護院から児童自立支援施設と改める
	〃.	10.	女子寮給湯管改修
	11.	3.	公共下水道切替、男子寮等トイレブース改修、サービス棟クロス張替、案内板設置、プールシャワー等改修
	〃.	10.	男子寮（岩鷲寮）家具等改修
	12.	3.	外体育器具庫新築、大浴場改修
	13.	3.	管理棟玄関自動扉、点字ブロック設置及び便所改修
	〃.	4.	定員 45 名。職員定数 13 名（定数縮減 1 名）
	〃.	8.	苦情解決制度を導入
	14.	4.	職員定数 12 名（定数縮減 1 名）
	16.	2.	男子寮（早池峰寮）家具等改修
	〃.	3.	プール改修
	18.	10.	杜陵学園安全委員会を設置
	20.	10.	1 創立 100 周年
	〃.	11.	1 創立 100 周年記念式典
	21.	9.	生活館及び男子寮 2 棟、女子寮屋根等改修工事着手
	〃.	3.	インテリアコーディネーター協会の協力により各寮ホール内装工事
	22.	4.	1 盛岡市立黒石野中学校北杜分校・盛岡市立緑が丘小学校北杜分教室開設
	〃.	4.	管理棟、教育棟屋根等改修工事着手
	〃.	8.	18 屋根等改修工事完了
	24.	4.	1 家庭支援専門相談員配置（非常勤）
	〃.	12.	21 福祉サービス第三者評価事業受審
	25.	8.	31 厨房エアコン設置
	26.	4.	1 夜間生活指導補助員を生活指導補助員に統一
	28.	1.	25 福祉サービス第三者評価事業受審
	29.	3.	男子寮南側防犯フェンス設置、防犯カメラ・緊急報知システム設置
	29.	4.	1 職員定数 13 名（定数増 1 名）
	31.	1.	17 福祉サービス第三者評価事業受審
令和	元.	6.	28 第 70 回全日本少年野球東北・北海道地区大会 優勝
	2.	2.	10 各寮居室及び北杜分校・北杜分教室の各教室にエアコン設置
	〃.	4.	1 職員定数 14 名（定数増 1 名）
	4.	12.	13 トイレ改修工事（洋式化）
	5.	12.	7 空調（電気・機械）設備設置工事

### 第3 令和6年度運営方針

#### 1 基本方針

児童福祉法の理念に基づき、子どもの健全な発達・成長のための「最善の利益の確保」など子どもの権利擁護を基本として、子どもが抱えている課題の達成・克服など、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な指導、教育を行い、保護者、学校、関係機関及び地域社会の協力を得ながら、健全な社会の一員として自立できるよう支援する。

#### 2 重点事項

##### (1) 個別支援の充実

ア 福祉総合相談センター・児童相談所の援助指針や保護者及び児童自身の意向を勘案し、杜陵学園児童自立支援要綱（P33）に基づき支援する。入所後すみやかに児童自立支援計画を策定し、定期的にその進捗状況を評価確認し、計画の見直しを行う他、必要に応じて適時計画の見直しを行い処遇の充実を図る。

イ 児童とケース担当者との関わりを多くし、児童の情緒の安定を図り、個別目標を意識した意欲的な生活ができるよう支援する。

ウ 退所児童についても杜陵学園児童自立支援要綱及び岩手県立杜陵学園アフターフォロー実施基準（P38）に基づき、家庭支援専門相談員等を中心に訪問などにより支援を継続する。

##### (2) 自立支援の充実

###### ア 生活指導

(ア) 日課や生活目標を遵守した規則正しい生活を通じて、児童の基本的な生活習慣の確立を図る。

(イ) 快適な生活環境の確保を図るとともに、児童の深刻なトラブルやいじめのない自律的な集団づくりを行う。暴力のない安全・安心な学園生活を目的として設立した安全委員会の活動を継続する。

(ウ) 寮運営や行事等の企画運営に児童の意見を適切に取り入れ、児童の自主性・主体性の涵養を図る。

###### イ 学習指導

(ア) 盛岡市立黒石野中学校北杜分校・盛岡市立緑ヶ丘小学校北杜分教室（以下「学園内学校」という。）と連携して、児童の学力に応じた個別指導を行い、学習意欲の喚起及び基礎学力の定着を図る。

(イ) 高校進学を希望する児童については、必要な情報提供を行う等その目的達成のための特別指導を行う。

(ウ) 生活指導との連携を密にし、自主的な学習態度が身につくよう指導する。

###### ウ スポーツ指導

(ア) 野球等各種スポーツへの取組みを通じて体力を向上させ身体能力を高めるとともに、チームメイトと支え合う心を培う。

(イ) スポーツ活動を通じて、目標を達成することの喜びや達成感を味わうとともに、自己肯定感を高めていく。

(ウ) スポーツ活動をストレス発散の機会や気持ちの切り替えの機会とし、感情をコントロールする力を身につける。

###### エ 作業指導

(ア) 環境整備や農耕作業を通じて、勤労の喜びを体験させるとともに、社会的に必要な作業態度を身につける。

(イ) 年長児に対し、職場実習等を行い、職業人として必要な基礎的知識や能力の向上を図る。

#### オ 保健指導

学園内学校の学校保健と連携して、児童の健康の保持・増進を図るとともに、心身の発育や疾病の予防について正しい知識を持ち、自分で健康管理できるような能力を身につける。

#### (3) 家庭との連携強化

ア 機会を捉えて保護者等に学園の運営や児童の処遇について理解を得るように努める。

イ 保護者等の面会や一時帰省を計画的に実施して、児童と家族とのふれあいを深め、望ましい親子関係の構築を図る。

#### (4) 関係機関との連携強化

ア 福祉総合相談センター・児童相談所との緊密な連携を図り、一体となって児童の自立支援を行う。

イ 前籍校との連絡協議会、個別の関係者会議等を開催して、前籍校及び関係機関等との相互理解と連携を促進する。

ウ 地域の社会資源として、可能な範囲で地域の人々の活動に施設を開放する。

エ 学園についての理解を深めてもらうため、広報紙の発行や地域の人々の学園諸行事に関する情報提供を行う。

#### (5) 児童の人権擁護及び福祉サービスの向上

入所児童の人権を擁護し、福祉サービスの適切な利用を推進するため、入所児童等からの苦情に適切に対応するとともに、児童の満足度の向上のためアンケートの実施等、適正な施設運営の確保を図る。

また、学園の運営全般について、自己評価及び第三者評価のシステムの確立を図り、福祉サービスの向上に努める。

#### (6) 学校教育の連携強化

学園内学校との円滑な業務連携を図る。

また、前籍校等の関係機関とも十分に連携して学習指導や進路指導の充実を図る。

#### (7) 高機能化・多機能化等の推進

ケアニーズの高い子どもが増えていることに鑑み、施設としての高機能化・多機能化等について可能な範囲で検討導入に努め、社会的養護の様々なニーズに応えていく。

### 3 職員行動指針

#### (1) 築こう！安全、安心な杜陵学園

杜陵学園は、子どもの権利擁護を基本として、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な指導、教育を行い、子どもの抱えている課題の克服と目標の達成を支援します。

子どもたちに意欲と自信、未来への希望を回復させる取組みをします。

#### (2) 「岩手県職員憲章」の定着と行動の実践

「県民本位」 「子どもの最善の利益」を常に考え、行動します。

「能力向上」 自ら考え、行動し、スキルアップを図ります。

「明朗快活」 情報共有を図り、明るく前向きな職場を作ります。

「法令順守」 公正、公平に職務に取り組みます。

「地域意識」 地域社会の一員として、地域活動に積極的に参加します。

#### (3) ありたい職員像

子どもの存在を認める。子どもの目線を尊重する。子どもを大事にする。

子どもと共有できるものを増やす。逸脱行動はその場で直ちに対応する。

大切なことは自分の言葉で端的に伝える。

## 第4 各種会議の位置づけ

各種会議の位置づけは次のとおりである。

### 1 職員協議会

学園職員全体による会議として、毎月1回定例により学園の業務全般について検討する。  
また、年度の業務反省や次年度計画作成、年度当初の業務打合せ等必要に応じて臨時に開催する。

### 2 合同職員会議

学園職員及び分校・分教室教員全体による会議として、毎月1回定例により業務全般について検討・確認を行う。

### 3 業務連絡会議

毎週月曜日を定例開催として支援担当総括が進行する。会議のメンバーは園長、園長補佐、支援担当総括、本校校長、分校副校長、分校教務主任により構成する。当面の業務計画案や課題について検討し、結果については、職員全体に周知し情報共有を図る。

### 4 支援方針会議

園長が召集し、毎月2回開催する。児童自立支援専門員、分校教員で構成し、生活指導班長が司会進行する。原則として、第2水曜日は児童の自立支援計画の検討を行い、最終水曜日は当月分の「成長の記録（生活評価）」について協議する。

### 5 寮指導連絡会議

各寮ごとの懸案事項・課題・確認事項などについて協議する。  
また、必要に応じて指導班ごとの協議を実施する。

### 6 処遇検討会議

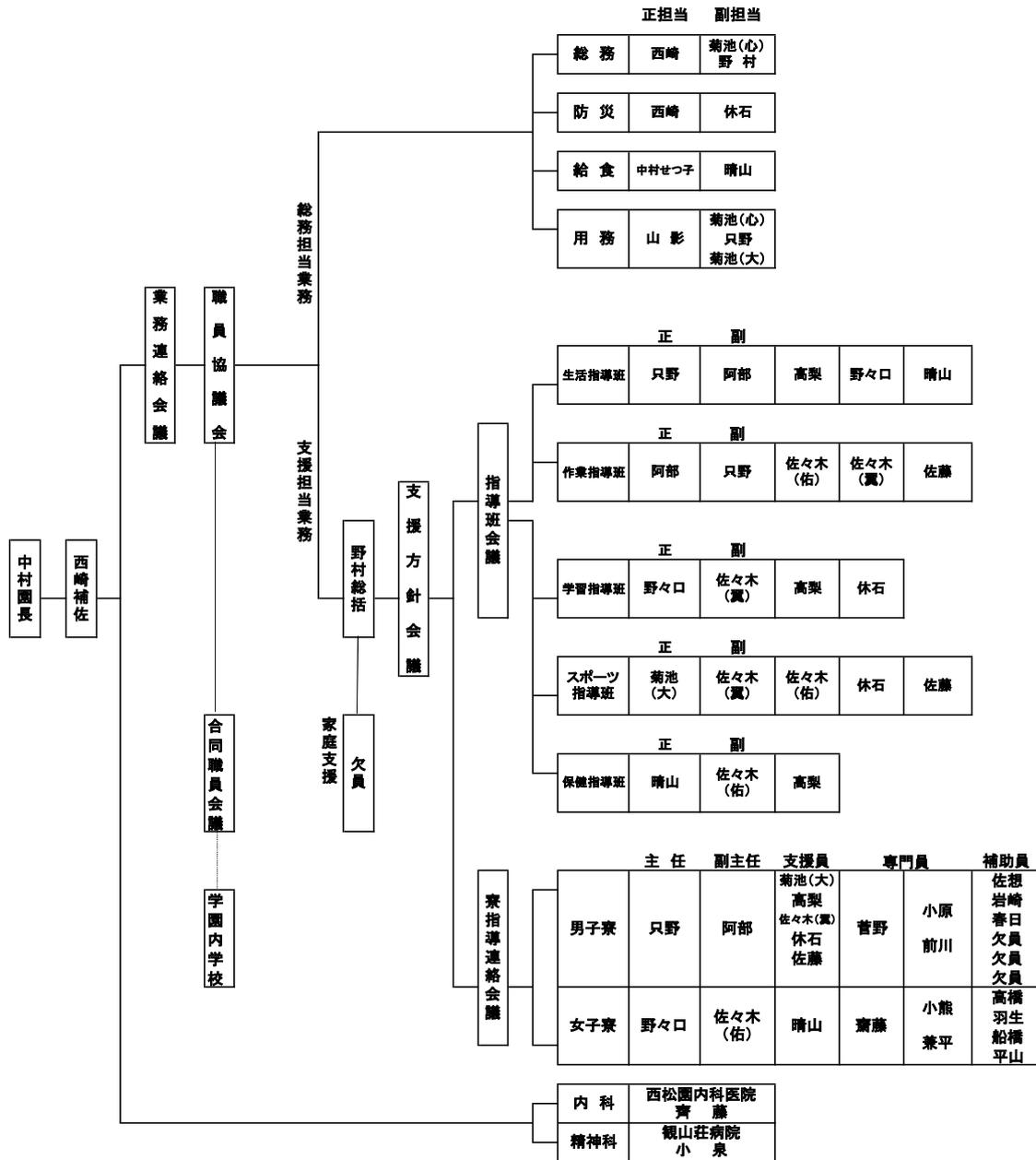
非行等の問題行動があった場合に、当該児童に対する措置を検討するため、随時、開催する。園長、園長補佐、支援担当総括、担当児童自立支援専門員、分校副校長をもって構成する。

### 7 児相とのカンファレンス

入所児童の支援について、関係機関との連携が必要不可欠であり、特に措置機関である児童相談所と連携を密にして支援にあたる。そのため、定期的に年2回（概ね5月と10月）カンファレンスを開催する他、随時の支援検討会を行うことにより、概ね4半期に1回程度、支援方針について協議を行うこととする。

# 第5 業務執行体制

令和6年度 業務執行体制組織図(R6.4.1時点)



## 職員名簿

(R6. 4. 1現在)

	職 名	氏 名	勤続年数	備 考
1	園長	中村 敬	2	
2	主幹兼園長補佐 兼上席児童自立支援専門員	西崎 裕永	0	事務の総括・総務
3	(総括)上席児童自立支援専門員兼個別対応職員	野村 誠	1	支援担当総括
4	主査兼職業指導員	菊池 心光	1	総務
5	主査児童自立支援専門員	只野 英憲	1	男子寮主任、生活、作業指導
6	主任児童自立支援専門員	阿部 遼介	0	男子寮副主任、作業・生活指導、実科生支援
7	児童自立支援専門員	野々口 佳純	2	女子寮主任、学習・生活指導
8	〃	菊池 大輝	0	スポーツ指導
9	〃	佐々木 佑佳	0	女子寮副主任、保健・スポーツ・作業指導
10	〃	高梨 翔太	0	生活・学習・保健指導、安全委員会
11	〃	晴山 未菜	1	保健・生活指導
12	〃	佐々木 翼	2	学習・スポーツ・作業指導
13	〃	休石 智征	1	学習・スポーツ指導
14	〃	佐藤 壱岳	0	スポーツ・作業指導
15	(会) 栄養士	中村せつ子	36	
16	(会) 用務員	山影 正司	41	
17	(会) 夜間生活指導専門員	小原 和男	9	男子寮
18	〃	前川 正人	7	男子寮
19	〃	小熊 淳子	8	女子寮
20	〃	兼平 貴子	2	女子寮
21	(会) 生活指導専門員	菅野 健太	0	男子寮
22	〃	齋藤 友美	0	女子寮 (R5.5.1~)
23	(会) 当直専門員	畠山 一人	3	
24	〃	川村 守	3	
25	〃	下村 正昭	0	R5.4.18~
26	(会) 生活指導補助員	佐想 知聡	4	男子寮
27	〃	岩崎 航洋	1	〃
28	〃	春日 太斗	1	〃
29	〃	高橋 桃葉	2	女子寮
30	〃	船橋 温美	1	〃
31	〃	羽生 綾夏	1	〃
32	〃	平山 歩奈	1	〃
33	(非) 嘱託医	齋藤 恵子	17	内科
34	〃	小泉 公平	10	精神科

## 教員名簿

(R 6. 4. 1 現在)

	職 名	氏 名	勤続年数	備 考
1	校長 (黒石野中学校)	三浦 隆	1	本校校長
2	〃 (緑ヶ丘小学校)	高畑 嗣人	2	〃
3	副校長	塩飽 由美子	0	総務、家庭科
4	教諭	大森 圭一	6	研究主任、中1担任、数学、技術
5	〃	渡邊 文枝	6	進路指導主事、中3担任、音楽
6	〃	熊上 潤	3	生徒指導主事、中2担任、保健体育
7	〃	佐藤 香織	1	教務主任、中1副担任、英語
8	〃	尾形 里佳	0	小学生担任
9	常勤講師	伊藤 恵一	1	中2副担任、社会
10	〃	三浦 生恵	0	保健主事
11	非常勤講師	中舘 秀行	2	小学生副担任、国語
12	〃	小田島 英一	1	理科
13	〃	岸 伸介	9	美術

## 第6 指導内容

### 1 生活指導班

#### (1) 生活指導

児童に対し、学園内での日常生活を通じて健全な生活習慣を身につけさせ、健全な社会生活をおくれるよう、あらゆる場面において集団的かつ個別的な指導と援助を行う。

児童の自立を支援するには、施設内処遇はもちろんであるが、家族及び地域での適応状況の改善が必要であるため、従来の長期休暇となる夏、冬、春の一時帰省に加え、大型連休を活用し、家族等との交流の充実を図る。

生活指導業務事項	内 容
○生活時程の遵守	
○児童の自治活動の実施	寮会議、週番活動
○一時帰省の実施	夏、冬、春の長期休暇及び大型連休を活用し実施
○園外訓練の実施	グループワーク、グループタイム、外食訓練等の実施
○生活訓練	係活動、服装の点検、面会、許可外出、年間努力目標の設定と声かけの徹底、日記指導
○寮単位での活動の実施	花・野菜の植付け、収穫

#### ア 自立支援活動における生活指導について

	方 法	内 容	具体的活動の場面	施設・設備
具 体 的 展 開	1. しつけによる、社会的な生活習慣の再形成と定着	社会の中に、一定の型として出来上がっている行動様式、態度、習慣について学園生活を通じて身につける。	学園生活場面において、起床、洗面、身辺整理、保健衛生、身だしなみ、清掃、作業、係活動、食事、その他の生活習慣を身に付けさせる。	◇寮舎（生活の根拠） ◇プライベート空間の確保（押し入れ、ロッカー、学習机） ◇共同施設（洗面所、便所、居間、玄関、風呂場、洗濯物干し場、食堂、倉庫＜寝具、被服、私物整理＞）
	2. 集団活動等により、自主的で社会的な生活態度や生活技術の形成	子どもの全人的、個性的な発達を求めながら社会適応力を養成し社会化を図ること。	グループワーク、寮裁量、週番活動、スポーツ活動、余暇活動、各種学園行事。	◇小グループ面接室（集会室、ホール） ◇教科学習と併用となるもの（グラウンド、体育館等） ◇多目的ホール、花壇、図書室
	3. ケースワーク、カウンセリング等による個人的・集団的な問題の心理学的治療	子どもの生き方(危機的状態、不適応状態)を児童自身の心理メカニズムの問題としてとらえ、心理学的方法・技術を用いて援助すること。	生活場面面接、ケースワーク、カウンセリング、行動療法的アプローチ、活動療法的アプローチ（情動解発、昇華）	◇児童の生活場面、個別面接室
備 考	上記の生活指導の具体的活動は、作業指導、教科学習場面と並列される部分が多い。			

イ 生活時程表

【平日日課】

平日時程	
通 年	
6:50	起床
7:00	整列・点呼・朝掃除
7:30	朝食、食器洗い、歯磨き
8:00	登校準備 (8:15 朝寮会議)
8:25	登校
8:30	教室入室、学習準備
8:35	朝自習 [職員朝会 8:40] (月曜日は児童朝会)
8:55	全体指導
9:00	授業
12:15	昼食 (昼休み)
13:10	授業
13:55	清掃
14:10	ホームルーム
14:20	全体作業・野球部 他 (水曜は寮裁量、個別面接)
15:20	スポーツ 他 (水曜日はグループワーク等)
16:30	帰寮 係活動
17:05	寮会議
17:25	夕食
18:10	自習・日記記帳
19:00	入浴・自由時間 おやつ
20:50	就寝準備
21:00	消灯 就寝

【休日日課】

休日時程	
通 年	
6:50	起床
7:00	整列・点呼・朝掃除
7:30	朝食・歯磨き 休憩
8:15	朝寮会議
8:45	整列・点呼 (男子：集会室、女子：寮)
9:00	自習
10:00	スポーツ
11:00	静養時間
12:00	昼食 (昼休み)
13:00	整列・点呼・スポーツ、自由日課 (体育館利用 男子 13:00～13:55 女子 14:00～14:55)
15:00	おやつ (寮裁量 15:15～16:30/夏型時程土曜 のみ作業活動 15:15～16:00)
16:30	係活動 自由時間
17:15	寮会議
17:25	夕食
18:10	自習・日記記帳
19:00	入浴・自由時間 おやつ
20:50	就寝準備
21:00	消灯 就寝

ウ 杜陵学園安全委員会

(ア) 委員会の目的

入所児童にとって、杜陵学園を真に安全で安心な生活の場とするため、職員、入所児童及び児童相談所等が力を合わせて、暴力の発生を予防することを目的として平成18年10月18日に設置した。(杜陵学園安全委員会設置要綱(P36)参照)

(イ) 令和6年度活動状況

毎月、定例の安全委員会による「聞き取り調査」を実施。

委員会は、定例12回開催。

暴力事案に対する審議が主な検討課題となるが、それにとどまらず、軽微な暴力事件、知的障がいや発達障がいのある児童への対応方法など、多くの事案について報告し審議した。

児童に委員の紹介も行っており、委員会が児童にとって身近な存在となり、安心・安全な学園生活を意識するきっかけになっている。

なお、平成28年度からは、オブザーバーとして委員会に出席いただくなど、岩手県保健福祉部子ども子育て支援室及び盛岡広域振興局保健福祉環境部の協力を得ている。

ウ 令和7年度活動方針

- ・毎月、安全委員会の聞き取り調査を実施し安全委員会を開催する。
- ・暴力行為の発生に伴う、緊急の安全委員会を速やかに実施して解決を図る。
- ・「安全委員会だより」の発行を行う。

※重点項目

- ・安全委員会の緊急開催の徹底。

エ 委員会名簿(令和6年4月1日現在)

所属・役職	氏名	備考
盛岡市教育研究所・専門研究員	阿部 真一	委員長
盛岡市立黒石野中学校北杜分校・副校長	塩飽 由美子	副委員長
東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科・准教授	狩野 俊介	
岩手県福祉総合相談センター児童女性部 ・地域相談課長	薄木 美由紀	
盛岡市立黒石野中学校北杜分校・生徒指導主事	熊上 潤	
岩手県立杜陵学園・園長補佐	西崎 裕永	
主査児童自立支援専門員(支援総括)	野村 誠	

※オブザーバー

岩手県立杜陵学園園長 中村 敬

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室子ども家庭担当課長 金野 昇

盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課長 日向 磨机子

(2) 保健衛生

健康の保持・増進を図るとともに、児童が心身の発育や疾病の予防について正しい知識を持ち、自分で健康管理できるように支援する。

業 務	業 務 内 容
① 健康状態の観察 及び保健指導	・ 個々の健康状態の把握に努める。 ・ 病気の予防についての正しい知識や生活習慣等を習得できるよう保健指導を実施する。
② 健康診断の実施	・ 定期健康診断は、年2回実施 ・ 学校保健安全法施行規則に準じて6月末までに実施する。(内科健診、耳鼻科健診、眼科健診、歯科健診)。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施する。 ・ 児童福祉施設最低基準第十二条に準じて11月頃実施する。
③ 身体測定の実施	・ 月1回、身長、体重等を測定し、発育状況を観察する。
④ 疾病管理	・ けがや体の不調を訴えてきた児童に対して、応急的な処置や手当てを行い、必要に応じて受診指導を行なう。 ・ 通院の必要な児童に対しては、保護者や主治医と連絡を取りながら、適切に治療が受けられるように支援する。
⑤ 嘱託医の診察に関する こと	・ 内科及び精神科の診察を月1回実施し、児童の心身の健康管理に努める。
⑥ 眼鏡等の補装具の支給 に関する こと	・ 補装具の必要な児童に対して、医療機関等への受診指導を行うとともに、申請に必要な事務手続きを行う。
⑦ その他	・ 月1回理容師が来園して理髪を実施する。

### (3) 調査研究

児童一人ひとりの養育状況や抱える諸課題を十分に把握し指導や援助活動にあたることが重要であることから、常に関係資料の整備に努め、適時適切に個々の支援方針について協議検討する。

また、関係機関との連携を強めるため随時必要な情報交換を行う。

調 査 研 究 業 務	内 容
○支援方針会議	・杜陵学園児童自立支援要綱に基づき、入所児童の自立支援計画、毎月の評価（成長の記録）、ケースカンファレンス（随時）を実施する。
○児童票の整備、関係機関への配布	・入所児童の調査項目をまとめ、関係機関からの照会等に対応する。
○統計資料の作成、関係機関への報告	・施設状況報告等の月例報告、各種調査・報告の実施。
○業務概要の作成	・業務内容や、学園の運営状況をまとめ関係機関等に配布。
○研修生、実習生の受入れ	・各種研修、社会福祉士・看護師・保育士資格取得等に必要の実習の受入れ（随時）。

## 2 学習指導班

### (1) 学習指導

平成 22 年 4 月に盛岡市立黒石野中学校北杜分校・盛岡市立緑ヶ丘小学校北杜分教室が開設され、小学生と中学生については、学園内で学校教育が受けられるようになった（盛岡市立黒石野中学校北杜分校・盛岡市立緑ヶ丘小学校北杜分教室概要を参照）。子どもたちの自立支援と教育は不可分の関係にあり、学園では、基礎的な学力と学習の習慣が身につくように自習時間の指導を行うとともに、学習発表会や修学旅行などの行事は、学園内学校と連携し、役割分担をしながら実施している。

中卒児童（実科生）については、平成 28 年度を最後に在園実績がないが、児童の進路に合わせ、学園内で作業指導と並行しながら個別の学習指導を実施し、学園内学校との連携により学習発表会などの各種行事へも参加し、学習の機会としていた。

【参考】 学級編成（令和 6 年 4 月 1 日現在）

児童		学級 小学部	中 学 部			実科生	園外通学生	計
			中 1	中 2	中 3			
人 数	男	2	0	0	0	1	0	3
	女	1	0	0	1	0	0	2
計		3	0	0	1	1	0	5

### (2) 進路指導

入園早期から随時、進路にかかわる児童の適正やニーズの把握に努め、学級担任・担当支援員が中心となり、必要に応じて前籍校の協力も得ながら進路指導・相談を行っている。特に中学 3 年生は、退園先によって進学可能な高校も変わることから、家庭や児童相談所を含め、より適切な進路の選択ができるよう、ニーズを踏まえつつ話し合いを重ねている。

中学 3 年生については、希望に応じ、高校説明会やオープンスクールの参加、自習延長（就寝時間の 1 時間繰り下げ）を認め、進路実現を応援している。

月	進 路 指 導 業 務 計 画
4	進路学習会・進路希望調査（児童対象）
5	進路希望調査（家庭対象）
6	進路学習会
7	※希望者：高校説明会・オープンスクール等への参加
8	進路希望調査（児童・家庭対象）実力テスト（中学 3 年対象、1 月まで毎月実施）
9	職場実習等、就職希望者指導 ※以降随時
10	進路相談 ※必要に応じて、前籍校と相談（以降随時）

11	進路相談 ※必要に応じて、前籍校と相談
12	進路相談 ※必要に応じて、前籍校と相談・受検事務手続き確認
1	願書提出等受検事務手続き開始 ※私立高等学校の手続き・入学検査
2	受検指導
3	公立高等学校入学検査・合格発表、事後指導

### (3) 文化指導

児童の文化的な能力を引き出し、関心を広げ、学園生活の楽しみの機会として、誕生会やお花見会、クリスマス会等の文化的な行事を企画実施している。

また、学園広報紙を発行して学園の活動を外部に発信している。

事業内容	内容
○誕生会（月1回）	昼食会。決意発表のほか、担当支援員から激励をもらう。
○学園広報紙の発行（年2回）	行事報告を中心に、家庭や関係機関に送付。
○お花見会（4月）	学園敷地内での昼食会。（R6年度は中止）
○ロンググループタイム（年2回）	担当支援員と外出し、外食訓練を実施。
○特別行事（7～8月、12～1月、3月の長期休み）	花火、海、初詣等。
○クリスマス会（12月）	昼食会と寮ごとの余興発表。
○卒業・進学・進級を祝う会（3月）	昼食会。
○冬季選択活動（10月～3月）	中学2年生以下が対象（中学3年生は受験対策）。スポーツ、ボードゲーム等、対象児童に合わせた活動内容を選択制で実施。

### 3 スポーツ指導班

基礎体力の向上と、各種競技を体験することにより知識の向上を図るとともに、困難に打ち勝つ強い精神力と協調性を養い健全な精神を培うことを目的に、野球指導、スポーツ活動の指導、水泳、スキー教室等を実施する。

#### 年間指導概要

時期	種目	活動概要
年間	野球	平日・休日日課の野球の技術指導を実施する。一方で「生活野球」をテーマに掲げ、礼儀や挨拶といった生活指導も含めて行う。令和5年度は、全日本少年野球東北・北海道地区大会が福島県で開催され、同大会に参加した。
	スポーツ活動	休日日課の午後スポーツ、冬型日課の選択スポーツ時における技術指導と生活指導を中心にした活動である。種目は、卓球、バドミントン等。また、令和5年度は北東北3県によるバドミントン大会が秋田県で開催され、他施設と交流を図った。
季節	陸上	例年、夏頃に予定されるマラソン大会へ希望者を募って参加をしている。令和5年度は岩手県内で開催されたマラソン大会に参加した。
	水泳	体育授業で水泳が取り入れられた際の授業協力、夏休日日課のプール利用の指導、安全管理を実施した。
	スキー	例年、スキー教室の実施を目的に体育授業でスキー指導を取り入れてもらっている。その授業への協力、スキー教室時のマナー等について指導を行っている。しかし、令和5年度は積雪量の影響で十分な練習時間が確保できなかったため、スキーは中止とした。

#### 令和5年度スポーツ活動実績

月	活動	行事
4	野球	グラウンド開き
5	野球	
6	野球	野球OB戦、全日本少年野球東北・北海道地区大会
7	バドミントン	
8	バドミントン、陸上、水泳	
9	バドミントン、陸上	バドミントン大会
10	バドミントン、陸上	マラソン大会
11	曜日選択	
12	曜日選択	
1	曜日選択	
2	曜日選択	スキー教室
3	野球	

#### 4 作業指導班

##### (1) 作業指導

生産、製作の喜びを通して勤労に対する正しい理解と意欲を育て、持久力、協調性、責任感、成就感等を養い、自立に必要な作業の知識を身につけることを目的として園内において作業指導に取り組んでいる。

農耕、園芸、環境整備等を実施しているが、労働の成果を自ら確かめ、生産の喜びを味わえるように留意しながら指導している。

指導科目	農耕、園芸、環境整備（本館、体育館、生活館等の清掃 除雪作業、除草作業※）、調理体験		
指導期間	12ヶ月		
指導目標	野菜、花等の播種、育苗から収穫までの農業の基本的な知識や農機具、農業機械の使用方法を学ばせ、また、労働により体力を養いさらに労働に対する耐性を会得することを目標とする。		
指導基準	施設	実習場面積 畑 約 2,000 m <sup>2</sup> 花壇 約 600 m <sup>2</sup>	
	設備	トラクター、耕運機、ベルカッター、芝刈機、鍬、鎌 等	
	教科	指導時期	教科の細目
	①農耕、園芸	4～11月	耕作方法、播種方法、育苗方法、収穫方法、開墾
	②環境整備	通年	除草、雑木剪定、除雪等
③調理体験	8～2月	食物の栄養、調理方法	

※ 除草作業について、作業指導班に限らず、職員一丸となって対応しているもの。

##### (2) 就職指導

中卒児童や高校中退した児童（当園ではこのような児童を実科生と呼んでいる）で、就職自立を目指す児童を対象に、普段の園内での実科作業だけでなく就職に向けた各種の取り組みを実施することにより、就労自立に向けた支援を行うことに努めている。

指導項目	内 容
資格取得・免許取得の援助等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原付免許、危険物取扱者免許、漢字検定試験、英語検定試験等、各種資格取得へ向けた学習</li> <li>パソコンの操作練習</li> <li>SSTの実施</li> </ul>
求職活動への援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>職安やジョブカフェの利用並びに外部の講習会参加等</li> <li>自活に向けた調理等の社会生活訓練の実施</li> </ul>
就労体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力事業所の開拓等</li> <li>職場見学や職場研修の実施等</li> </ul>
職場実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力事業所での職場実習等</li> <li>アルバイトや就職等、就職自立に向けた就労の実現</li> </ul>

統計資料等  
(令和5年度)

## 1 入所児童状況

### (1) 暫定定員の推移

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
定員	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
暫定定員	14	13	13	13	12	11	9	13	13	11	11

### (2) 児童相談所別新規入所措置状況

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
センター	8	7	7	2	5	6	7	4	3	6	6
一関	1	3	3	1	0	2	1	2	2	1	2
宮古	1	1	1	1	0	2	2	1	2	0	1
計	10	11	11	4	5	10	10	7	7	7	9

### (3) 初日在籍児童の動向

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均
平成26年	7	8	8	9	11	12	13	13	12	13	14	13	11.1
平成27年	7	7	9	10	10	11	10	11	13	15	15	15	11.1
平成28年	12	12	12	11	12	12	10	8	8	8	8	8	10.1
平成29年	6	6	4	5	7	8	7	7	6	5	5	6	6.0
平成30年	4	4	4	5	3	4	6	7	7	9	10	10	6.1
令和元年	8	9	10	10	10	9	12	12	13	12	13	15	11.1
令和2年	9	10	10	10	12	14	13	14	14	14	12	12	12.0
令和3年	6	8	8	8	8	5	5	5	6	6	7	7	6.6
令和4年	6	8	10	10	9	9	9	10	9	9	10	11	9.2
令和5年	9	10	9	10	11	9	9	10	10	10	10	12	9.9

### (4) 児童相談所別在籍状況

(各年度1月1日現在)

年度	福祉総合相談センター	一関児童相談所	宮古児童相談所	計
平成26年	9	3	1	13
平成27年	9	5	1	15
平成28年	4	3	1	8
平成29年	4	0	1	5
平成30年	7	1	1	9
令和元年	8	1	3	12
令和2年	8	3	3	14
令和3年	4	1	1	6
令和4年	7	2	0	9
令和5年	8	1	1	10

## (5)在籍児童の年齢別動向

(各年度1月1日現在)

年齢 年度	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	計
平成26年					1	3	3	3	3				13
平成27年				1		4	4	3	3				15
平成28年				1		1	3	1	2				8
平成29年						1	2	2					5
平成30年	1						1	5	2				9
令和元年				1		4	1	2	4				12
令和2年					1		7	4	2				14
令和3年						1	1	4					6
令和4年						1	2	4	2				9
令和5年				1	1	1	1		6				10

## (6)在籍児童の入所措置理由 (おもな理由のみ一人一理由を計上)

(各年度1月1日現在)

措置理由 年度	窃盗・万引	自動車窃盗	家出・浮浪	不純異性交遊	不良交遊	金品持出	放火・弄火	シンナー・ボンド	家庭内暴力	校内暴力	粗暴行為	性非行	飲酒・喫煙	その他	計
平成26年	5		1			1			1			3		2	13
平成27年	5					1	1		3		2	2		1	15
平成28年	4								1		1	2			8
平成29年	3					1					1				5
平成30年	1								4			1		3	9
令和元年	2					1	1		2			2		4	12
令和2年	4								1		4	3		2	14
令和3年	1		1								3	1			6
令和4年	2		2						3		1	1			9
令和5年	1								2	3	2	2			10

## (7)在籍児童の学年別動向

(各年度1月1日現在)

年度	小学1	小学2	小学3	小学4	小学5	小学6	中学1	中学2	中学3	中卒	計
平成26年					1	1	5	2	3	1	13
平成27年				1		4	2	5	3		15
平成28年					1	1	3		3		8
平成29年						1	1	2	1		5
平成30年		1					1	4	3		9
令和元年				1		2	2	2	5		12
令和2年					1		4	5	4		14
令和3年						1	1	2	2		6
令和4年						1	2	4	2		9
令和5年				1	1		2		6		10

## (8)在籍児童の知能指数(WISC-R、WISC-Ⅲ)

(各年度1月1日現在)

年度	69以下	70～79	80～89	90～110	110～119	120～129	130以上	不明	計
平成27年	2	4	4	5	0	0	0	0	15
平成28年	3	1	3	1					8
平成29年			1	4					5
平成30年		1	3	3	1	1			9
令和元年	1	2	4	4	1				12
令和2年	1	2	5	5	1				14
令和3年	1		2	2	1				6
令和4年	2		1	4	1	1			9
令和5年	1	1	3	3	1	1			10

## (9)在籍児童の保護者の就業状況

(各年度1月1日現在)

年度	農業主	その他 事業主	常用 勤労者	日雇 労働者	その他 就労者	不就業	不明	保護者 なし	計
平成26年			3		6	4			13
平成27年			5		6	3	1		15
平成28年			3		2	3			8
平成29年		2	3						5
平成30年		1	3		1	3		1	9
令和元年		2	4		2	3		1	12
令和2年			6		3	5			14
令和3年			4		1	1			6
令和4年		1	3		3	2			9
令和5年		2	2		4	2			10

## (10)在籍児童の出身世帯の経済状況

(各年度1月1日現在)

年度	上	中	下	生活保護	計
平成26年	0	3	7	3	13
平成27年	0	6	8	1	15
平成28年	0	3	4	1	8
平成29年	0	4	1	0	5
平成30年	0	4	3	2	9
令和元年	1	2	5	4	12
令和2年	1	4	4	5	14
令和3年	1	2	2	1	6
令和4年	0	6	2	1	9
令和5年	1	3	5	1	10

## (11) 在籍児童の両親の状況

(各年度1月1日現在)

年度	実父母	実父のみ	実母のみ	実父継母	継父実母	養父(母)	両親なし	不明	計
平成26年	1	2	10						13
平成27年	3	0	11	0	1				15
平成28年	1	1	4	0	2				8
平成29年	1	0	1	1	2				5
平成30年	2		4	1	1		1		9
令和元年	3		7		1		1		12
令和2年	4		9		1				14
令和3年	0	1	4	0	1				6
令和4年	2		6			1			9
令和5年	4		6						10

## (12) 在籍児童の在園期間

(各年度1月1日現在)

年度	6カ月未満	6カ月～1年	1年～2年	2年～3年	3年以上	計
平成26年	4	6	2	1		13
平成27年	7	4	4			15
平成28年	2	1	3	2		8
平成29年	2	2	1			5
平成30年	6	2	1			9
令和元年	5	4	3			12
令和2年	6	4	4			14
令和3年	1	1	4			6
令和4年	1	5	2	1		9
令和5年	5	4	1			10

## 2 退園児童の状況

### (1) 退園理由

年度	改善退園						事故退園				計
	家庭復帰 復学	就職	家庭復帰 進学	他の児童 福祉施設 へ変更	その他	小計	家庭裁判 所への 送致	他の児童 福祉施設 へ変更	保護者の 引き取り 他	小計	
平成26年			1	5	2	8	1		1	2	10
平成27年	3			4		7			1	1	8
平成28年	3			4	1	8	2			2	10
平成29年	2		1	2	1	6			1	1	7
平成30年		1		1	1	3					3
令和元年	1		2	6		9					9
令和2年	2		4	4		10					10
令和3年	2		1	2	1	6			1	1	7
令和4年			2	1		3			1	1	4
令和5年	4		2	5					1		12

### (2) 退園児童の在園期間

年度	6カ月 未満	6カ月 ～	1年 ～	2年 ～ 3年	3年 ～ 5年	5年以上	計	在園平均期間
平成26年	2	4	3	1			10	10ヶ月
平成27年	1	4	3				8	1年1ヶ月
平成28年	2	3	4	1			10	1年4ヶ月
平成29年	1	1	3	1	1		7	1年7ヶ月
平成30年		2	1				3	8ヶ月
令和元年	1	3	4	1			9	1年1ヶ月
令和2年		1	9				10	1年3カ月
令和3年	1		6				7	1年2カ月
令和4年	1	2		1			4	1年6カ月
令和5年		3	9				12	1年2カ月

### 3 無断外出の状況

#### (1) 月別無断外出状況

年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成26年	件数						1		4	1	6			12
	人員						1		3	1	5			10
平成27年	件数				2						5	6	1	14
	人員	0			2						7	7	1	17
平成28年	件数													0
	人員													0
平成29年	件数													0
	人員													0
平成30年	件数													0
	人員													0
令和元年	件数		1											1
	人員		1											1
令和2年	件数						1							1
	人員						1							1
令和3年	件数	1												1
	人員	0												0
令和4年	件数			1										1
	人員			1										1
令和5年	件数											1		1
	人員											1		1

#### (2) 実人員別無断外出回数

年度	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回以上	実人員計
平成26年	1	2	1	1	1			6
平成27年	1		1	1			1	4
平成28年								0
平成29年								0
令和元年	1							1
令和2年	1							1
令和3年	1							1
令和4年	1							1
令和5年	1							1

#### 4 健康管理の状況 (令和5年度)

##### (1) 定期健康診断等

###### ①健診

(内科健診)	4月21日	8名実施	(耳鼻科健診)	4月13日	8名実施
(眼科健診)	5月30日	9名実施	(歯科健診)	5月23日	9名実施
(尿検査)	4月12日	8名実施	(心臓健診)	6月12日	1名実施

###### ②身体測定 各月1回

##### (2) 嘱託医診察

内科及び精神科診察 各月1回

(延件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
内科	8	8	8	7	8	8	9	10	10	7	9	7	99
精神科	1	1	2	1	0	1	2	2	1	1	2	1	15

##### (3) 療養状況

###### ①保健室利用 (分校養護教諭対応)

(延件数)

種別	症状	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
内科	頭痛	5	2	6	2	1	1	3	1	1	1			23
	腹痛	2				2							1	5
	発熱							1						1
	風邪様症状										3	1		4
	吐き気・嘔吐						1							1
	体調不良		1		1					1				3
	のどの痛み													0
	アレルギー症状													0
外科・ 整形外科	その他													0
	切り傷				1									1
	擦過傷													0
	打撲													0
	関節痛													0
	捻挫・突き指													0
	腰痛													0
	筋肉痛													0
	刺し傷													0
	肩こり													0
	しもやけ													0
その他	1							1	2				4	
皮膚科	虫刺され													0
	手荒れ													0
	湿疹													0
	かゆみ													0
	その他													0
耳鼻科	耳垢													0
	鼻出血													0
	耳の違和感													0
	鼻水													0
眼科	鼻腔傷													0
	目の異物													0
	眼のかゆみ													0
歯科	目の不調													0
	歯痛													0
精神的	クールダウン		8	7	3		2	3						23
合計	8	11	13	7	3	4	7	2	4	4	1	1	65	

###### ②通院治療

(延件数)

種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
内科	2	3	0	0	1	7	1	1	1	2	3	0	21
脳神経外科	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
整形外科	2	0	1	2	1	1	0	0	0	0	0	2	9
外科	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4
皮膚科	2	3	3	7	2	1	2	3	2	2	4	5	36
耳鼻科	1	1	1	0	0	0	1	1	2	2	0	2	11
眼科	4	0	0	1	1	1	1	2	1	2	2	2	17
精神科	5	5	6	8	9	6	10	9	10	9	13	8	98
産婦人科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歯科	3	0	2	4	0	0	3	1	1	1	0	0	15
救急受診(夜間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童精神科	0	5	4	2	1	2	0	0	0	1	0	0	15
合計	19	17	20	25	15	18	18	18	17	19	22	19	227

## 5 給食業務

毎日の工夫した献立による栄養バランスのよい給食を摂取させることにより、児童の健康維持・増進はもとより精神的安定をも図る。また、豊富な食体験による偏食の改善、食事マナーの向上等、社会自立に必要な基礎知識も併せて培う。

### (1) 栄養摂取状況 (令和5年度平均)

エネルギー	たんぱく質	脂 肪	カルシウム	鉄 分
2733kcal	107.9 g	79.1g	1054mg	13.5 mg
レチノール当量	ビタミンB 1	ビタミンB 2	ビタミンC	
1158 u g	1.59m g	1.64m g	107m g	

### (2) 献立例

日付	朝 食	昼 食	夕 食	軽 食
12/11 月曜日	ハム卵トースト 鮭のチャウダー 牛乳	ご飯 味噌汁(切干大根・わかめ) ロールキャベツ キャベツの胡麻ドレ	天井 味噌汁(白菜・人参) 豆腐のなめことろろ みかん缶ヨーグルト	牛乳 どら焼き
12/12 火曜日	ご飯 味噌(高野豆腐・芋) 厚焼き玉子 ブロッコリー茎の金平 牛乳	チキンカレー 大根と浅利の煮つけ お豆のブラマンジェ キウイフルーツ	昆布ご飯 味噌汁(豆腐・なめこ) 鰯の天ぶらと南瓜甘煮 もやしとツナ缶の煮物	牛乳 プリン
12/13 水曜日	ご飯 味噌汁(玉葱・わかめ) ひきわり納豆 豚肉キャベツの味噌炒め 牛乳	ジャンボライスコロッケ 野菜スープ シルバーサラダ バナナヨーグルト	ご飯 味噌汁(切干大根・油揚げ) 白身魚と卵のソテー 竹の子の炒め煮	牛乳 大福
12/14 木曜日	ご飯 味噌汁(焼き豆腐・芋) 目玉焼き 人参挽肉のケチャップ煮 牛乳 海苔の佃煮	ソフトフランスパン ホワイトシチュー マカロニサラダ パイとみかん缶	ご飯 味噌汁(豆腐・ねぎ) 酒のちゃんちゃん焼き フライド南瓜	牛乳 まんじゅう
12/15 金曜日	福田パン(あんバター) ミネストローネ ゆで卵 牛乳	選べるラーメンと 選べるトッピング ヨーグルト みかん	鮭フレークご飯 味噌汁(豆腐・里芋) ぶりの和風フライ 白菜のめかぶ和え	牛乳 バタープリッツ
12/16 土曜日	ご飯 味噌汁(玉葱・焼き豆腐) オムレツ キャベツとベーコンの カレーソテー 牛乳 ふりかけ	ハヤシライス 大根とツナの胡麻ドレ プレーンヨーグルト	ご飯 味噌汁(油揚げ・玉葱) 鮭のマッシュポテト焼き モヤシのかき油炒め	ラフランスゼリー 牛乳 串団子
12/17 日曜日	ご飯 味噌汁(豆腐・わかめ) 温泉卵 豚肉とケチャップソテー 牛乳	きつねうどん 豚肉の唐揚げ ふるふき大根胡麻味噌	ご飯 味噌汁(南瓜・玉葱) 鯖と玉葱の味噌煮 ツナポテトサラダ	ヨーグルト 牛乳 ロールケーキ

## 6 苦情解決の処理状況 (令和5年度)

令和5年度の苦情相談受付は2件あった。第三者委員2名には、令和5年度末に「杜陵学園の現況」「児童アンケートの結果」「安全委員会の活動報告」について、文書にて報告した。

## 7 運 営 費

### (1) 令和5年度当初歳出予算額

(単位：千円)

	区 分	金 額	摘 要
児 童 福 祉 施 設 費	報 酬	—	総務事務センターで管理
	職 員 手 当 等	—	
	共 済 費	—	
	報 償 費	88	講師謝金、健診医謝金
	旅 費	2,304	会議・研修会出席、児童統導等
	需 用 費	14,010	光熱水費、修繕費、消耗品費等
	食 糧 費	10	諸行事昼食代
	役 務 費	687	郵便料、電話料、作業委託費
	委 託 料	10,116	給食業務、庁舎清掃業務等
	使用料及び賃借料	160	タクシー代、ETCスルーカード使用料
	工 事 請 負 費	48,763	
	備 品 購 入 費	0	
	負担金、補助及び交付金	182	全国児童自立支援施設協議会負担金等
	扶 助 費	12,758	生活諸費、教育費、教材費、見学旅行費、医療費、社会参加促進費等
公 課 費	7	自動車重量税	
	総 額	89,085	

(注) 人件費（集中管理分）については除く。

## (2) 令和5年度歳出決算額

(単位：千円)

	区 分	金 額	摘 要
児 童 福 祉 施 設 費	報 酬	—	総務事務センターで管理
	職 員 手 当 等	—	総務事務センターで管理
	共 済 費	87	会計年度任用職員労災保険料
	報 償 費	53	健診医謝金
	旅 費	1,056	会議・研修会出席、児童統導等
	需 用 費	16,096	光熱水費、修繕費、消耗品費等
	食 糧 費	10	諸行事昼食代
	役 務 費	644	郵便料、電話料、非常勤職員健康診断料等
	委 託 料	10,131	給食業務、庁舎清掃業務等
	使用料及び賃借料	142	タクシー代、ETCスルーカード使用料等
	工 事 請 負 費	40,011	
	備 品 購 入 費	35	
	負担金、補助及び交付金	129	全国児童自立支援施設協議会負担金等
	扶 助 費	9,493	生活諸費、教育費、教材費、見学旅行費、医療費、社会参加促進費等
	公 課 費	5	自動車重量税
総 額	77,889		

(注) 人件費（集中管理分）については除く。

## 杜陵学園児童自立支援要綱

### 第1 当園における児童自立支援

今日の児童自立支援施設における支援は「子どもの健全な発達・成長のための最善な利益の確保など子どもの権利擁護を基本として、子どもが抱えている問題性の改善・回復や発達課題の達成・克服など、一人ひとりの子どものニーズに応じたきめ細かな支援」を実施することが求められている。（平成18年2月「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書（厚生労働省））

このことを受け、当園におけるこれまでの支援のあり方を総体的に見直し、新たな『杜陵学園における児童自立支援の基本的構造』を示すものである。

要点としては

- ① 「自立支援計画」（別紙1）を適切に策定し支援の中心に据える
  - ② その計画を具体的に展開していく目安として「段階別プログラム」（別表）を活用する
  - ③ これらの確認・検討・協議の場として「支援方針会議」を定期・随時に開催する
  - ④ さらに課題をより明確にし自立意欲を高め成長を後押しする手立てとして「成長の記録（生活評価）（別紙2）」、「応援会議」を位置付ける
  - ⑤ 支援について共通認識と協働が欠かせない「児童相談所との連携」を位置付ける
  - ⑥ 施設内支援のゴールである「退園に関する原則」の整理
  - ⑦ 退園後の「事後指導」を明確化する
- を意図したものである。

以下、各項目の実施要領である。

### 第2 自立支援計画

- (1) ケース担当は、入所後1ヶ月を目処に、児童相談所が示す児童相談所援助指針及び本人や家族との面接結果、応援会議の結果等を参考にして、記載要領（別添）に従って自立支援計画票（別紙様式1）を作成する。
- (2) ケース担当は、入所翌月の支援方針会議にこの自立支援計画票を提出する。
- (3) この自立支援計画票は、年3回（おおむね4か月毎）見直しする他、状況の変化に応じて随時の見直しを行う。
- (4) 次期計画の見直しにあたっては事前評価検討会（園長、支援担当総括、生活指導班長及び担当、ケース担当）において検討を行う。

### 第3 段階別プログラム

- (1) 生活指導、学習指導、作業指導を自立支援の三本柱とし、児童自立支援の具体的課題及び援助方法を示す「段階別プログラム」を基本として児童の自立支援にあたる。
- (2) 「段階別プログラム」は入所中の支援過程を5段階に分け、退園後の事後指導も含め6段階から構成する。

1	第1段階	入園期（1ヶ月）
2	第2段階	初期（概ね1～3ヶ月）
3	第3段階	中期（概ね1～3ヶ月）
4	第4段階	後期（概ね1～3ヶ月）
5	第5段階	退園準備期（1～2ヶ月）
6	事後指導	概ね1年間

#### 第4 支援方針会議

- (1) 園長が毎月2回、第2、第4水曜日午前に招集し、生活指導班担当が司会進行する。
- (2) 会議は園長、支援総括、児童自立支援専門員、分校副校長、担任教諭で構成する。必要に応じ夜間生活指導専門員等の出席を求める。
- (3) 各児童の「自立支援計画」や「成長の記録（生活評価）」について、及び個別課題（支援上職員全体での協議が必要なケースや事案など）について協議・検討する。
- (4) 必要に応じ、退園児の事後指導の状況及び事後指導の終了について協議・検討する。
- (5) 第4水曜日は当月分の「成長の記録（生活評価）」について、第2水曜日は自立支援計画について主に協議するものとする。

#### 第5 成長の記録

- (1) 当月分の「成長の記録（生活評価）」は、毎月第4水曜日の支援方針会議に於いて協議し、支援総括が確認する。
- (2) 「成長の記録（生活評価）」は、児童が「段階別プログラム」の具体的到達レベルに達しているかについて次の三段階により評価する。

◎ 十分到達している（表現：よくできています）	目安：期待の8割程度
○ 到達している（表現：だいたいできています）	目安：期待の5割程度
△ 努力が必要である（表現：努力が必要です）	目安：それ以下

- (3) 第1段階は1ヶ月とし、第2～第4段階では全ての項目で◎及び○になることが次の段階に進む条件とするが、その限度を5ヶ月とし、5ヶ月が経過したら△があっても次の段階に進むことができる。なお、ケースの実態により事情を個別の考慮して5ヶ月を超える場合がある。
- (4) ケース担当は、第4水曜日の支援方針会議に「成長の記録（生活評価）」案を提出する。
- (5) ケース担当は、「成長の記録（生活評価）」案の作成に当たっては夜間生活指導専門員、分校副校長及び教諭等の意見も十分聴取し、総合的な評価になるよう心掛ける。
- (6) 生活指導班担当は、支援方針会議での確認を受け、「成長の記録（生活評価）」に評価月及び評価（◎、○、△の3段階）を記入し回覧決裁を受ける。
- (7) ケース担当は当月分の児童の生活全般にかかる評価について「成長の記録（生活評価）」を直接児童に示すことによりそれを児童と共有し、同時に児童の翌月の課題や目標を確認する。
- (8) 「成長の記録（生活評価）」は随時保護者、児童相談所に公開するほか、必要に応じて前籍校等に公開し、児童の成長ぶりを共有する。
- (9) 全児童の「成長の記録（生活評価）」は生活指導班担当が管理する。

#### 第6 応援会議

- (1) 応援会議は入所後1ヶ月以内に行う入所後応援会議と、児童処遇上の必要なタイミングにより行う随時会議、第5段階に入る時点で行う退園応援会議の三種に区分する。
- (2) 応援会議の構成メンバーは、ケース担当、支援総括、生活指導班長、分校副校長及び教諭ほか参集可能な職員とする。
- (3) 入所後応援会議は支援総括が進行し、入所前の生活、現在の生活、児童自身の退園目標や生活目標、目標達成のための課題及び職員の応援（支援）内容について話し合う。

- (4) 随時応援会議はケース担当が進行し、児童自身が前回から今回までの振り返りを行い、各職員より応援のメッセージ等を伝える。
- (5) 退園応援会議は支援総括が進行し、退園に向けて当面の課題を明らかにし、児童の意欲を高めていく。

## 第7 児童相談所との連携

- (1) 入所児童の自立支援は関係機関との連携が必要不可欠である。とりわけ、児童相談所との連携が重要であり、随時児童相談所と連携し支援にあたる。
- (2) 定期的には年2回（5月と9月）カンファレンスを開催し、これと併せて随時の処遇検討会等を行うことにより、概ね四半期に1回程度児童の生活状況の確認や今後の支援の進め方等について協議する。
- (3) カンファレンス開催にかかる連絡調整及び開催事務は生活指導班担当が行う。

## 第8 退園基準等

- (1) 「段階別プログラム」に従い「成長の記録」が概ね第4段階を終了した児童は、退園に向けた準備を開始する。
- (2) 原則として「段階別プログラム」の全過程の終了をもって退園とする。退園に向けた具体的支援内容は、支援方針会議の中で決定し、必要に応じて随時、園長及び支援総括、生活指導班長、担当等により経過を検討しながら支援を行う。
- (3) 「段階別プログラム」に定めた、期間を大幅に超えても次の段階に到達できない等、支援効果が上がらない児童については支援の限界とし、退園について児童相談所と協議を行う。
- (4) 暴力等を繰り返し、杜陵学園安全委員会において退園の勧告を受けた児童については、退園及び退園後の支援方法等について児童相談所と協議するものとする。

## 第9 事後指導

- (1) 退園することとなった児童に対しては、退園後の生活がより安定したものになるように事後指導を行うことを原則とする。
- (2) 事後指導については、退園前に児童相談所と十分協議し、具体的支援内容や役割分担などを確認しておく。
- (3) 事後指導の担当は、退園時のケース担当者とするが、それが困難な場合は別に担当者を定め、その者を中心に支援していく。
- (4) ここで規定する事後指導期間は原則1年とし、前期を退所後3ヶ月間、後期を9ヶ月間とする。前期は退所後の進路等への定着を図っていくため、電話や家庭訪問等により意識的な支援を継続する。後期については各ケースの状況に応じて随時柔軟に対応する。
- (5) 事後指導の状況については当該児童のケースファイルに必ず記録しておく。
- (6) ここで規定する事後指導の終了については、支援方針会議に提出し、学園として確認するものとする。

附則 この要領は平成19年4月1日より施行する。

改正 この要領は平成20年4月18日より施行する。

改正 この要綱は平成23年4月1日より施行する。

## 岩手県立杜陵学園安全委員会設置要綱

### 1 目 的

入所児童にとって、杜陵学園を真に安全で安心な生活の場とするため、職員（学園職員・学校職員）、入所児童及び児童相談所等が力を合わせて、暴力の発生を予防することを目的とする。

### 2 委 員

- (1) 委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員若干名により構成される。
- (2) 委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は委員長が指名する。
- (3) 委員長は委員会を招集し、会議の議長となる。
- (4) 副委員長は、委員長に事故あるときはこれを代理する。
- (5) 委員は、職員以外の外部有識者に委嘱することができる。

### 3 委員の任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。任期途中に委員を交代する場合は、後任委員を選任する。ただし、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

設置年度の委員の任期は平成20年3月31日までとする。

### 4 会 議

会議は、毎月1回定期開催するほか、施設内で暴力行為が発生したときなど、必要に応じ委員長が招集する。

委員会が児童に対して直接聞き取り調査及び指導を行う場合は学園担当職員、必要に応じて学級担任も同席することとする。

### 5 活 動

委員会は、目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 聞き取り調査
  - ① 入所児童全員に対する調査（別途、学園担当職員が実施）
  - ② 暴力行為が発生した場合の加害者、被害者に対する調査（委員会が実施）
- (2) 調査に基づく審議
- (3) 審議結果の報告
- (4) 「安全委員会だより」の発行

### 6 勸 告

委員会は、審議結果を園長に報告し、必要に応じて岩手県立杜陵学園問題行動への措置実施要領に基づく措置を行うよう園長に勧告する。

### 7 事 務

委員会に関する事務は、生活指導班が担当する。

#### (附則)

- 1 この要綱は、平成18年10月12日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年2月16日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成25年4月15日から施行する。

職員記録用

園内暴力についての聞き取り調査票

- 児童氏名 ( ) ■聞き取り職員 ( )  
■聞き取り日時 令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分  
■聞き取り場所 ( )

○暴力とは? (「いじめ」ともつながるもの)

体への暴力 → パンチ、ける、手をねじる、つねる、強く押す、体に乗る、つばをかける など 体にされていやだと感じる行為すべて。

その他の暴力 → 脅す、自尊心を傷つけるような言い方をする、勝手に他人の居室に入り込む、他人の物を勝手に使ったり手荒く扱ったりする、嫌なことを強要する、無視する など体に直接ではないが、されていやだと感じる言動。

○留意事項 = 他の児童に見られないような場所・時間に配慮し、本人が安心して十分心を開いて話せるような雰囲気の中で聞き取る。

○聞き方

「最近、他の児童(職員)から暴力を受けたことはありませんか?」

「君自身が、だれかに暴力を行ったことはありませんか?」

「そのような場面を見たり聞いたりしたことはありませんか?」

※ その他、各児童に応じた聞き取り方を工夫する。

※ 指導・支援の機会とも位置づけ、単に現象のみを聞き取るだけでなく「その時どう感じたか、どうすればよいと思ったか、今の気持ちは」などと深めて考えられるように対話していく。

〔記録欄〕

※欄が不足の場合は裏面利用

## 岩手県立杜陵学園 アフターケア実施基準

### 1 アフターケアの目的

杜陵学園を退園した児童及びその保護者に対して、家庭や職場、学校等を訪問、あるいは通信によって、児童の状況を把握し、適切な相談や助言、指導を行うことで、当該児童の社会的自立を支援することを目的とする。

### 2 対象児童

①杜陵学園を退園し、家庭復帰（独立自活や住込み就職等を含む）した児童

②杜陵学園を退園し、他施設に措置変更した児童

※ただし、以下に示す場合においてはアフターケアの実施は困難であるため、他の機関に支援を要請する等適切な対応を図る。

- ・強制的な引き取り等により児童・保護者との良好な関係が築けていない場合
- ・居所が県外等遠隔地である場合
- ・児童や保護者がアフターケアを拒否した場合

なお、上記以外の場合であっても児童や保護者から相談があれば対応することとする。

### 3 アフターケアの実施者

児童自立支援専門員（以下「支援員」という）及び、家庭支援専門相談員とする。  
（ケースによっては、家庭支援専門相談員が主担当とし、支援員が副担当とする）

### 4 アフターケアの期間

退園後1年間は、アウトリーチ型支援を実施する。

アウトリーチ型支援は、積極的に課題を発見しにいく支援である。

退園後1年間のうちに、児相・地域資源と協働して支援方法の引継ぎを十分に行い、アウトリーチ型支援終結後の、相談対応（申請）型への移行に齟齬がないようにする。  
相談対応（申請）型は、期間の制限なく対応する。相談内容に応じて関係機関へ紹介等を行うこと。

### 5 アフターケアの内容

以下の内容のうち、児童の状況に応じて行う

①退園後進学した児童に対する通学継続への支援

②退園後復学した児童に対する学校適応への支援

③退園後就職した児童に対する就労継続への支援（離職した場合の再就職への支援を含む）

④退園後措置変更した児童に対する施設適応支援

⑤家庭環境の調整

⑥交遊関係・地域環境の調整

⑦日常生活の支援（基本的な生活習慣・健康管理・住居・結婚・出産）

⑧問題行動やトラブル発生時の対応

※ただし、「児童福祉司指導措置」が取られている児童の支援は児童相談所、「保護観察処分」の審判を受けている児童の支援は保護観察所、措置変更した児童の支援は変更先施設が担うため、その場合のアフターケアは側面的な支援を行うこととする。

## 6 アフターケアの方法

①電話・手紙（誕生日カード・暑中見舞い・年賀状）

②直接訪問（家庭・職場・学校・施設・里親宅）

③通所指導（児童を施設に来園させ指導・支援を行う）

## 7 アフターケアの頻度

退園	～	1カ月	2回	
退園	1カ月	～	3カ月	1回/月
退園	4カ月	～	6カ月	1回/2カ月
退園	7カ月	～	12カ月	1回/3カ月

※ 家庭訪問等は上記頻度を目安とし、日常的には通信で状況確認・助言指導を行う。

## 8 関係機関との連携

・アフターケアに当たっては、児童相談所・学校・市町村・ハローワーク・その他必要な支援機関と密接な連携をとって支援に当たることとする。

・当該児童の要保護児童対策地域協議会（個別ケース検討会議）が開催される場合は参加するとともに、必要があれば開催を要請する。

・復学・進学先の学校との連絡調整に当たっては、緑が丘小学校北杜分教室・黒石野中学校北杜分校と連携を図る

・保護司と連携を図る場合、事前に保護観察官に承諾を得ることとする。

## 9 実施計画

退園に当たり、関係者による協議を行う。

関係者や保護者の意向を踏まえながら、当該児童のケース担当職員の助言を受けて、家庭支援専門相談員が「退園後支援計画票」（様式1）を策定する。

## 10 ケース管理

アフターケア実施対象児童の「退園後支援計画票」、「退園児童指導結果報告書」のケース管理に関する場合は、家庭支援専門相談員が行うものとする。

ネットワーク→ 学園共→ 02 支援担当→ 20 家庭支援・事後指導→ アフターケア実施基準

## 11 報告

アフターケアの実施状況について、「退園児童指導結果報告書」に記録・報告する。協議の必要があれば、その都度関係職員でケース協議を行う。

## 12 終結方法

退園1年後にはアウトリーチ型支援を終結する。アフターケア最後の面会記録を、「退園後児童指導結果報告書」に記録・報告し、終結の起案を行うこと。

終結の際は児童、保護者、児相、措置変更先に口頭説明と承諾を得ること。

## 附則

この基準は、平成26年12月11日から施行する。

この基準は、平成30年7月26日から適用するものとする。(一部改正)

この基準は、令和5年3月17日から適用するものとする。(一部改正)

**盛岡市立黒石野中学校北杜分校**  
**盛岡市立緑が丘小学校北杜分教室概要**  
**(令和6年度)**

## 1 教育目標

### (1) 目指す方向

- ① 将来への見通しや希望を持たせ、充実した学校・学園生活を送ることができるように指導・支援を行い、円滑な学校復帰や中学卒業後の希望進路実現を目指す。
- ② 学習指導要領において求められている三つの資質・能力の育成を目指し、学習内容を精選するとともに粘り強く学習意欲を喚起するなど、個に応じたきめ細やかな指導・支援に努める。
- ③ 自己表現力の向上を通して自尊感情や自己肯定感を高めさせ、集団生活に対応できる規範意識の高揚や社会性の伸長を目指す。

### (2) 目指す児童生徒像

- ① 将来への目標を持ち、意欲を持って学習に取り組む児童生徒
- ② 自己中心的な行動と考えを改め、自他を尊重し、人間としての倫理観を持つ児童生徒
- ③ 職員と共に意欲的に体を鍛える中で、よりよい人間関係の形成を図る児童生徒

### (3) 教育方針

教育基本法と学校教育法に基づき盛岡市教育委員会の「盛岡の学校教育」にしたがうと共に、児童自立支援施設の特徴を大切にし、自立して社会で生きていくための基礎を育み地域社会に貢献する児童生徒の育成を図る。

### (4) 教育目標

小学校	生き生きとした	みどりの子
中学校	自立貢献	

## 2 経営方針

- (1) 分校・分教室として特色ある教育課程の編成を行う。
- (2) 分校・分教室として特色ある校務分掌の整備と運用をする。
- (3) 前籍校と連携をとれるよう日常的な連絡、調整を大切にする。
- (4) 学園と連携をとれるよう日常的な連絡、調整を大切にする。
- (5) 被虐待児童生徒に対する配慮を欠かすことがないようにする。

## 3 指導の重点

- (1) 学園における児童生徒の支援方針の共通理解
- (2) 学園職員との連携による基本的な生活習慣の確立
- (3) 学校復帰に向けた学習訓練
- (4) 児童生徒の実態に即し、基礎的・基本的知識及び技能を精選した知識及び技能の習得
- (5) 分校・分教室と施設の適切で明確な役割分担と協力
- (6) 児童自立支援施設の特徴を生かした教育の推進
- (7) 人権意識の推進
- (8) 特別な支援を必要とする児童生徒への指導の推進

## 4 学習指導

### (1) 学習指導の基本方針

- ① 学習に臨む基本的な姿勢を身につけさせることを大切に指導する。
- ② 学習指導要領に定められた基礎的・基本的知識及び技能を精選し、身につけさせることを大切に指導する。

### (2) 指導の重点

- ① 児童生徒の実態を個別的に捉え十分に把握する。
- ② 個々の実態に応じた個別的関わりを大切にする。
- ③ 教科ごとの年間指導計画は作成せず、個別的指導計画を重視し指導する。

④ 学園との連携を重視し指導する。

(3) 各教科の指導の重点

【小学校】

- ・児童の実態を把握し、個別的関わりを大切に、学習指導要領の基礎的・基本的知識及び技能を精選した知識及び技能の習得を目指し、学習意欲の喚起を図る。
- ・「特別の教科 道徳」の実施にあたり、指導法、評価の研修を深め、道徳教育の充実を図る。

教科	教科の指導の重点
国語	話す、聞く、書く、読むことを大切にする。
社会	社会的事象と自らの生活との関わりを実感できることを大切に指導する。
算数	具体物を用いた活動や、思考の時間を大切に、より個に応じた指導を大切にする。
理科	実験、観察等体験的活動を多く取り入れることを大切に指導する。
生活	具体的な活動や体験を通して、社会や自然の事象を生活に結びつけて考えさせ、遊びや生活を工夫させる。
音楽	歌唱や楽器演奏に親しみ、生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を育てる。
図工	つくりだす喜びを味わい、様々な表し方に触れ、自分なりに表現しようとする態度を育てる。
家庭	衣食住についての実践的、体験的活動を通じて、家庭生活を支えているものがわかり、家族の一員として生活をよりよくしようとする態度を育てる。
体育	運動の楽しさや喜びに触れ、健康で安全な生活を営む資質や能力をはぐくみ協力や公正な態度を育てる。
外国語	言語や文化についての理解を深め、聞く・話すことに親しませながら、コミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

【中学校】

- ・生徒の実態を把握し、個別的関わりを大切に、学習指導要領の基礎的・基本的知識及び技能を更に精選した知識及び技能の習得を目指し、学習意欲の喚起を図る。
- ・新指導要領の今年度からの全面実施を確実に行う。
- ・「特別の教科 道徳」の実施にあたり、指導法、評価の研修を深め、道徳教育の充実を図る。

教科	教科の指導の重点
国語	適切な表現力やコミュニケーション能力を伸ばす指導に努める。
社会	社会的事象に対して、自分の考えを持たせることを大切に指導する。
数学	数学的活動の楽しさ、数学的な見方や考え方のよさに触れることを大切に指導する。
理科	目的意識を持って実験、観察等体験的活動を多く取り入れることを大切に指導する。
音楽	歌唱や楽器演奏に親しみ、生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を育てる。
美術	つくりだす喜びを味わい、様々な表し方に触れ、自分なりに表現しようとする態度を育てる。
保健 体育	運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。
技術 家庭	衣食住についての実践的、体験的活動を通じて、家庭生活を支えているものがわかり、家族の一員として生活をよりよくしようとする態度を育てる。
英語	英語についての理解を深め、聞く・話すことに親しませながら、コミュニケーションを図る

うとする態度を育てる。
-------------

#### (4) 総合的な学習の時間

##### ① ねらい（小学校・中学校共通）

- ・生産的活動に主体的に取り組む態度を育て、その知識や技能を生かし、よりよく生きていこうとする力を養う。
- ・自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、よりよく課題を解決する資質や能力を育てる。
- ・学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。
- ・各教科、特別の教科道徳、特別活動で身につけた知識や技能等を相互に関連づけ、学習や生活に生かし、総合的に活用できるようにする。

##### ② 育てたい児童像（小学校）

根気強く課題に取り組み、他とかかわって課題を解決しようとする児童

##### ③ 育てたい生徒像（中学校）

自立し、人と協調して課題を解決しようとする生徒

## 5 児童生徒指導

### (1) 児童生徒指導の基本方針

- ① 分校・分教室及び家庭で規則正しい生活をするための基本的な生活習慣の育成を図る。
- ② 教育活動全般で善悪の判断の育成と倫理観、規範意識の醸成を図る。
- ③ 教育活動全般を通して、児童生徒が感動を共有できる場面の設定に努める。

### (2) 指導の重点

- ① 基本的な生活習慣の育成をあいさつ、身だしなみ、時間厳守など重点化して確立する。
- ② 児童生徒一人一人が安心して分校・分教室生活を送ることができるよう、自他の個性を尊重し、相手の身になって考えることができる学級集団を育てる。
- ③ 児童生徒の心を育て、学校生活への適応を支援していく教育相談活動を実践する。
- ④ 杜陵学園の支援方針会議、安全委員会、処遇会議等児童生徒指導にかかわる会議等に出席し、情報を共有し、支援の共通理解を図る。
- ⑤ 杜陵学園の職員、家庭、関係機関との連携を強化し、児童生徒の健全育成に努める。

### (3) 学園職員との連携

- ① 職員朝会で児童生徒の報告を詳細に行うことで児童生徒の行動等の情報の共有をし、支援の共通理解を図る。
- ② 児童生徒の問題行動等は、授業に優先して解決されなければならないことが多いため施設職員が授業から抜き出して指導することを優先しながら授業者や副校長との連絡調整を綿密にする。
- ③ 学園の支援方針会議、安全委員会、処遇会議等は、関係の分校分教室職員が必ず出席する。
- ④ 基本的な生活習慣の確立のため関係機関（児童相談所等や教育委員会等）と連携する。

## 6 進路指導

### (1) 基本方針

自分の適正や持っている能力を丁寧に把握させ、自己実現に向けて努力させる。

### (2) 指導の重点

- ① 自己の能力や適正にあった生き方を考えさせるため資料の充実と活用の工夫を図り、キャリアパスポート作成を進めていく。
- ② 働くことへの興味や関心の高揚のため職業講話や職場体験学習の機会を設定する。
- ③ よりよい進路選択のため前籍校や杜陵学園と連携を綿密にし、児童生徒の能力や適正の把握に努める。

### (3) 学園職員や前籍校との連携

- ① 杜陵学園の関係職員は、分校の進路指導委員会に出席し、支援方針を共有する。

- ② 転入学の際、前籍校と進路についての情報を共有する。また、前籍校・学園と連携を綿密にとりながら進路指導を進める。

## 7 特別の教科 道徳

### (1) 基本方針

自分を見つめさせることに重点を置き他者との関わりを大切にして、道徳的実践を中心に教育活動全体を通して行う。

### (2) 重点

- ① 小学校・中学校とも「特別の教科 道徳」を完全実施し、その指導法、評価等の研修を深め、道徳指導の充実に努める。
- ② 倫理観や規範意識を教育活動全般で教える。

## 8 特別活動

### (1) 基本方針

集団への帰属意識を持たせ、自分をよりよくしようとする態度を育て、自主自立の気持ちを持たせる。

#### 【学級活動】

・自己を見つめ、よりよい生き方を求めようとする態度を養い、集団生活への適応力を身につけさせる。

#### 【生徒会（児童会）活動】

・生徒（児童）の主体的な活動を通し、自主性と協調性を養い、集団の中での役割を見つけ、集団生活への適応力を身につけさせる。

#### 【学校行事】

・集団の一員としての自覚を持ち、集団や社会における自己の役割を考えていく力を身につけさせる。

### (2) 重点

- ① 集団の中で自分が大切にされているということを自覚できるような集団をつくる。
- ② よりよい集団をつくろうとする気持ちを持たせるように協力する機会を大切にする。
- ③ 児童生徒の気持ちを発表する場の設定や廊下掲示等で自分の活動等が見える様に工夫する。
- ④ 学校行事の意義を丁寧に教える。
- ⑤ 自己決定させる場を意図的に設定し指導する。
- ⑥ 学園の職員と連携を綿密に行う。

令和6年度校務分掌（R6.4.1）

北杜分校・分教室

主任等

黒石野中校長	三浦 隆	生徒指導主事	熊上 潤
緑が丘小校長	高畑 嗣人	研究主任	大森 圭一
副校長	塩飽 由美子	進路指導主事	渡邊 文枝
教務主任	佐藤 香織	保健主事	三浦 生恵

学 年

小学生担任	尾形 里佳	小学生副担任	中館 秀行
1学年担任	大森 圭一	1学年副担任	佐藤 香織
2学年担任	熊上 潤	2学年副担任	伊藤 恵一
3学年担任	渡邊 文枝	3学年副担任	佐藤 香織

教 科

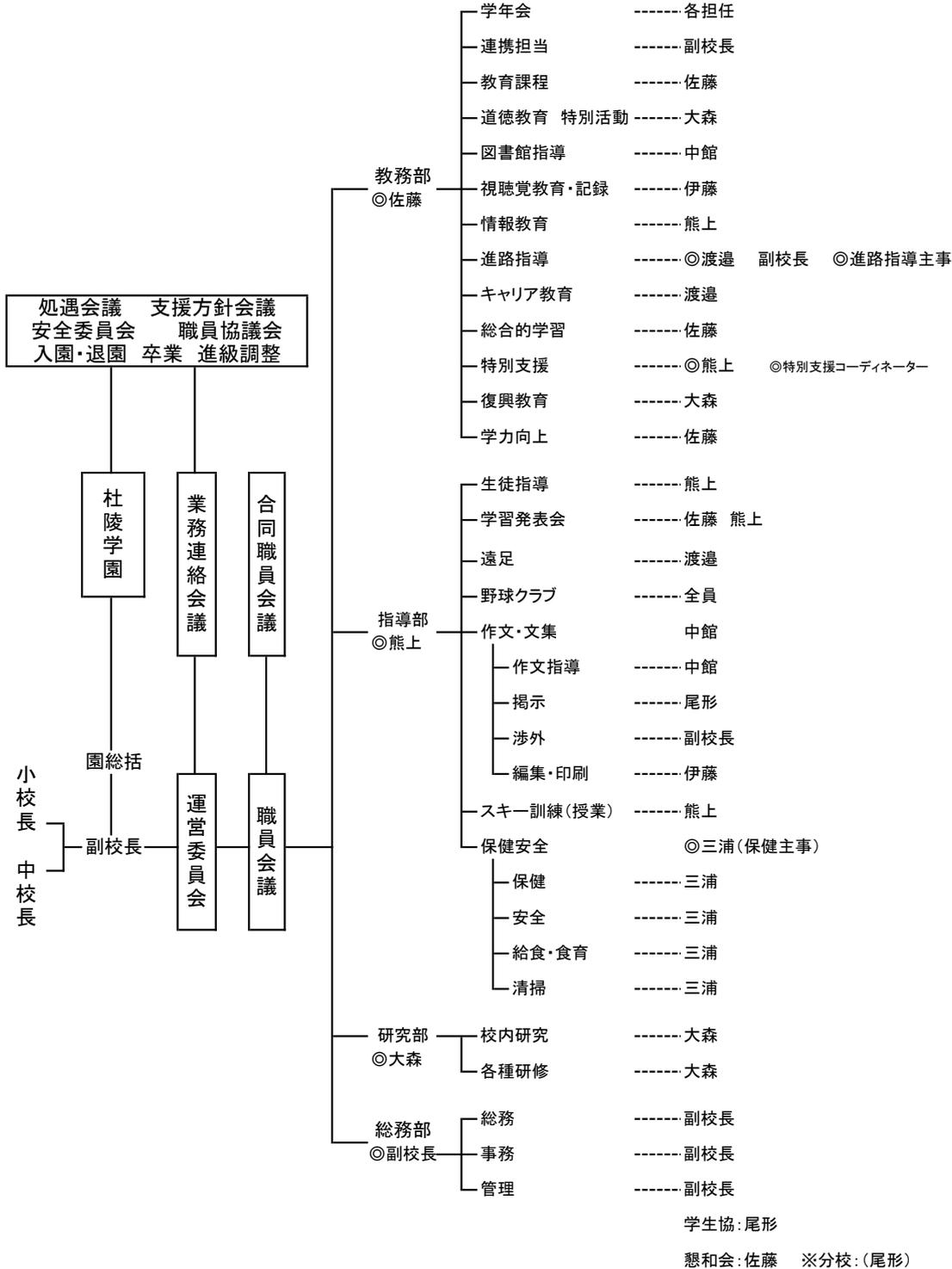
国 語	中館 秀行	音 楽	渡邊 文枝
社 会	伊藤 恵一	美術（図工）	岸 伸介
数 学	大森 圭一	保健体育	熊上 潤
理 科	小田島 英一	技・家（技術）	大森 圭一
英 語	佐藤 香織	技・家（家庭）	塩飽 由美子

部活動（協力）

野球	全員	バドミントン	全員
----	----	--------	----

《令和6年度北杜分校分教室学校運営組織》

R6. 4. 1



学園との会議 分校分教室の会議

支援方針会議 副校長 担任 ※児童生徒評価は、全員で。

安全委員会 (小中校長) 副校長 生徒指導主事 杜陵学園:園長 園長補佐 総括 各上席 担当他

処遇会議 (小中校長) 副校長 生徒指導主事 担任 杜陵学園:園長 園長補佐 総括 各上席 担当他

業務連絡会議 (小中校長) 副校長 教務主任 杜陵学園:園長 園長補佐 総括 (各上席他)

運営委員会 (小中校長) 副校長 教務主任 生徒指導主事

進路指導会議 (小中校長) 副校長 教務主任 進路指導主事 担任 杜陵学園:園長 総括 担当他

就学指導委員会 全員出席 盛岡市教育委員会より指導主事招聘 杜陵学園:園長 総括 担当他

※ 分校会議 定例第1木曜日 月各係指導計画 行事予定 定例毎週 週指導計画(週報) 各係の計画

※ 各行事指導計画(原則2ヶ月前)



教 学 第 1258 号  
平成 22 年 3 月 29 日

岩手県立杜陵学園長 様

岩手県教育委員会教育長  
法 貴 敬

岩手県保健福祉部長  
千 葉 茂 樹

岩手県立杜陵学園への学校設置及び入所児童生徒の学籍等の扱いについて

(通知)

児童福祉法に基づき、児童自立支援施設「岩手県杜陵学園」に入所する児童生徒を就学させるため、平成 22 年 4 月から学園に「盛岡市立黒石野中学校北杜分校」及び「盛岡市立緑が丘小学校北杜分教室」が設置されることになりましたのでお知らせいたします。

これに伴い、岩手県立杜陵学園に入所する児童生徒の学籍等の扱いについては、別添のとおりですので、よろしく御協力くださるようお願いいたします。

なお、昭和 44 年 7 月 7 日付教義第 148 号「教護院等に収容された児童・生徒の取り扱いについて」はこれを廃止します。

## 岩手県立杜陵学園に入所する児童生徒の学籍等の扱いについて

### 1 学籍について

岩手県立杜陵学園（以下「杜陵学園」という。）に設置される「盛岡市立黒石野中学校北杜分校」又は「盛岡市立緑が丘小学校北杜分教室」（以下「分校・分教室」という。）で学校教育を受ける児童生徒の学籍は、それまで在籍していた学校（以下「前籍校」という。）から、転学により異動する。

### 2 就学の手続きについて

上記1に係る児童生徒の就学は、専ら学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条に定める区域外就学又は同令第8条に定める指定学校変更による。

(1) 岩手県立杜陵学園長（以下「学園長」という。）は、杜陵学園に入所した児童生徒の就学について、盛岡市教育委員会に対し、区域外就学の申請又は指定学校変更の申立を行う。

(2) 盛岡市教育委員会は、上記の(1)による申請又は申立があった場合には、次のように取り扱う。

ア 区域外就学の申請については、あらかじめ児童生徒の住所の在する市町村教育委員会と協議の上、学園長に対して許可を与える。

イ 指定学校変更の申立については、学園長に対し許可を与えるとともに、関係学校長に対し、指定学校を変更した旨を通知する。

### 3 運用について

(1) 卒業にあたっては、前籍校で卒業させることを原則とし、前籍校へ転出させる。

(2) 学籍移動の時期等については、当該児童生徒及び保護者の意向を確認したうえで、杜陵学園、学校、前籍校及び関係市町村教育委員会が協議のうえ、決定する。

(3) 児童生徒の小学校及び中学校の課程の卒業認定は、卒業する日に在籍している学校の学校長が行う。